

※資料4で論点化したもの、事実誤認、体裁の指摘、制度改正の要望等の意見を除く。

全般的なご意見

- ① 都道府県や指定都市では既に内部統制制度の運用を開始しており、現在の運用に影響を及ぼすような見直しは避けていただきたい。（複数団体）
- ② ガイドラインは技術的助言ではあるが、各自治体がそれぞれの状況に応じた柔軟な運用ができるよう、見直しに当たっては限定的な表現は避けられたい。（複数団体）
- ③ 多くの団体の事例収集・分析を行っていただき、より効果的に導入できるような組織体制の構築や、作業負担を過度に増やさない運用方法等について例示いただきたい。（複数団体）
- ④ 「導入に要するコストと得られる便益を踏まえ」「重要性の大きいリスクに優先的に取り組む」のように、内部統制の導入への負担を考慮し、未導入団体の取組が進みやすくなる記述として欲しい。（一般市）
- ⑤ 全体として用語が抽象的で、具体的にどのような手順で何をやる必要があるのかわかりにくい。理解しやすい記述として欲しい。（一般市、町村）
- ⑥ 「地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書」（平成26年）等、参照すべき箇所を注記すると、制度の理解に大変役立つと考える。（一般市）

内部統制の4つの目的

- ① 株式会社における財務報告の重要性を示す「②財務報告等の信頼性の確保」をそのまま自治体の内部統制に導入するのは違和感がある。「財務事務の執行の適正性・信頼性の確保」の方が行政の感覚に合うのでは。（P4※）（指定都市、一般市）

※ページ番号は自治体ガイドラインの該当ページを表す。

「地方公共団体における内部統制制度に係る調査」における主な意見②

内部統制の限界

- ① 行政においては、「内部統制には限界があるから不備は防げない」ということに理解が得られ難く、結果としてリスク対策に係るコストが多大となってしまう傾向がある。(P11) (指定都市)
- ② どのような制度であれ、限界が存在することは当然と考える。(P11) (一般市)
- ③ 「内部統制の限界」と判断される場合は、内部統制評価報告書への記載対象外とすべき。(P11) (一般市)

全庁的な体制の整備

- ① 独立的評価は理想だが、人的な余裕がない。内部統制推進部局が内部統制評価部局の役割を担っているが、内部統制推進部局だけでも一定水準の評価を行っているものと考えている。(P15) (一般市)

リスク評価（別紙2）について

- ① リスク評価シートの作成が内部統制の主な目的となり、評価が形骸化していくことを懸念している。(一般市)
- ② リスクの影響度、発生可能性、質的重要性の評価には主観的要素が強く出てしまうのではないか。(P17) (一般市)
- ③ リスク評価シートは評価部局が整備状況と運用状況をリスクごとに評価する仕様になっているが、各部署の状況を正確に把握・評価するためには、相当の業務量が必要となるものと考えられる。(指定都市)
- ④ リスク例を参考に各課ごとに具体的な事務に落とし込んでいくと、全体で数万行のリスク評価シートが出来上がってしまう。事務負担を考えると、内部統制の導入には理解が得られない。(一般市)
- ⑤ 内部統制制度を導入できない中小規模団体においては、リスク評価シートの作成や評価を、監査委員の行政監査の一環として実施する運用を行ってもよいのではないか。(一般市)

「地方公共団体における内部統制制度に係る調査」における主な意見③

リスク例（別紙3）について

- ① どの事例も自治体で発生しうるが、各団体で具体的なリスク一覧を作成するには細かすぎるのではないか。（一般市）
- ② 財務とそれ以外の事務との境界線が曖昧な例示となっている。「郵送時の手続きミス」「職員間トラブル」「ホームページへの不正書き込み」「違法建築物の放置」が財務リスクなのか疑問。（複数団体）
- ③ 各具体例の発生には個別の原因があり、職場環境や職員の問題等も関係することから、これらのリスクを解消するための対策を講じるのは難しいのではないか。（町村）
- ④ 本団体では、①各課管理サーバ等の廃棄時の個人情報の流出、②不審メールを開封しウィルス感染によりネットワークが使用不可、③管理職の承認を経ずに担当者の判断で発注といったリスクを追加している。（一般市）

有効性の評価

- ① 全庁的な内部統制の評価(P19)において、整備状況は毎年ほとんど評価に変化がないことが想定される。（複数団体）
- ② 「有効性の判断」(P22)について、財務事務のごく一部に重大な不備が判明したとしても、一律に「内部統制が有効に整備または運用されていない」と評価・公表することは厳しすぎるのではないか。（複数団体）
- ③ 財務に関する事務に係る内部統制は有効だが、長が認めるものとして対象に加えた事務は有効ではない場合のように、事務の内容等で区分できる場合は、それぞれの部分で有効性の評価を行うことは考えられないか(P22)。（都道府県）

内部統制評価報告書の作成・審査・議会報告

- ① 監査委員は議会提出までの短期間に報告書の審査を行う必要があるが、監査委員の審査が過度に職員の負担とならないよう、費用対効果を踏まえて行うよう配慮をお願いしたい(P26)。（指定都市）
- ② 記載例(P31以降)では、100万円の紛失、100億円の契約において部局間の権限等が不明確、会議の不開催（しかも直接の不利益は生じていない）をそれぞれ重大な不備としているが極端な例すぎるのではないか。（都道府県）
- ③ 監査委員や議会が充実した審査を行うには、記載例の内部統制評価報告書だけでは不十分ではないか。（一般市）

「地方公共団体における内部統制制度に係る調査」における主な意見④

事例展開や判断基準等の提示を求める意見

→事務局において事例収集を行い資料集を提示

- ① 内部統制評価部局が主体となる随時のモニタリング（P9）の実施時期や手法等を示して欲しい。（複数団体）
- ② 内部統制推進部局及び内部統制評価部局が定めることとしている、評価対象期間における取組に係る計画や手続等（P16）のイメージを示して欲しい。（複数団体）
- ③ リスクの影響度（大・中・小）、発生可能性（高・中・低）、質的重要性、量的重要性の基準について、具体的な目安を示していただきたい。（P17）（複数団体）
- ④ 財務事務以外の事務を対象にしている団体のリスク評価シート例を示して欲しい。（都道府県）
- ⑤ 各団体の別紙3のリスク例の作成例を示して欲しい。（複数団体）
- ⑥ 全庁的内部統制、業務レベルの内部統制における整備上の不備、運用上の不備の具体例をそれぞれ示して欲しい。（複数団体）
- ⑦ 内部統制の重大な不備とされる「地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたもの」の判断基準を示して欲しい。（複数団体）
- ⑧ 長による評価手続が「著しく不適切又は不十分な点がある場合」（P25）とはどのような場合か示して欲しい。（都道府県）
- ⑨ 全庁的な内部統制に重大な不備があった場合等の内部統制評価報告書例を示して欲しい。（都道府県）

「地方公共団体における内部統制制度に係る調査」における主な意見⑤

具体的な修正を求める意見

→第2回研究会に改正案を提示

【理由等の追記】

- ① 自治体ガイドラインは金融商品取引法における内部統制の基本的枠組みを踏まえて策定したとの記述があるが、その理由が示されていない。(P2) (一般市)
- ② 長は委託業務に係る内部統制にも責任を負うとされているが、多岐にわたり業務委託を行っている中で、委託先業者をどの程度まで監視すべきか示して欲しい(P20)。(一般市)
- ③ P20の本文では、内部統制対象以外の事務に係る内部統制は評価の範囲に含まれないとしながら、注釈18ではその重大な不備を把握した場合には内部統制評価報告書に記載するとあり、どうやって把握したのか説明が足りない。(都道府県)
- ④ 運用上の重大な不備として例示している「過去に監査委員の指摘があった内部統制の不備に対し、具体的な改善策の検討や実施が行われなかった結果、同様の不備の再発につながり、不適切な経理処理を招いた」(P22)との記載について「同様の不備の再発につながり…多大な損害が発生した」等の重大性をより表す表現に修正すべき。(都道府県)
- ⑤ 整備上の重大な不備は評価基準日までに是正を行えば内部統制が有効と判断し、運用上の重大な不備は有効に運用されていないと判断すると整理した理由を丁寧に記載して欲しい(P23)。(都道府県)
- ⑥ 長が「やむを得ない事情により内部統制の一部について十分な手続を実施できない場合」とは、どのような場合を想定しているのか。その範囲及び理由とはどのようなものか記載すべき。(P23) (複数団体)
- ⑦ 長の評価手続について、著しく不適切又は不十分な点がある場合(P25)には、監査委員は具体的な審査は実施しないことになるのか示して欲しい。(都道府県)
- ⑧ 「監査委員は、内部統制の運用上の重大な不備については、長及び内部統制評価部局、さらには、組織内の各部局から、適時に報告が寄せられ、随時それらの状況を検討することができるようにする」(P28)とあるが、運用状況の評価は評価対象期間終了後に行うものではないのか。説明が足りないのではないのか。(P21) (一般市)

「地方公共団体における内部統制制度に係る調査」における主な意見⑥

具体的な修正を求める意見（続き）

【丁寧な記載・表現の工夫等】

- ⑨ 平成26年に公表された「地方公共団体における内部統制制度の導入に関する報告書」(P4)において、公務外における飲酒運転等の公務外の信用失墜行為は内部統制の射程から外しており、この旨を明記すべきではないか。（都道府県）
- ⑩ 「長による不当な内部統制の無視」(P11)は、内部統制が有効に機能しない場合というより、内部統制が機能し得ない場合であり修正すべき。（一般市）
- ⑪ 「その上で、整備上及び運用上の重大な不備がないかを評価する」(P19)の部分について、「その上で」の後に、「不備がある場合には、」という言葉が省略されており、入れた方が良いのでは。（指定都市）
- ⑫ P20の有効性の評価の記述で「不備の有無の把握及び不備がある場合には当該不備が重大な不備に当たるかどうか判断を行う」とあるが、これは整備上の不備、運用上の不備、若しくは両方のいずれを指しているのか不明確。（都道府県）
- ⑬ 有効性の評価のうち（１）内部統制の不備（P21）の記述は、全庁的な内部統制、業務レベルの内部統制、若しくは両方のいずれを指しているのか不明確。（都道府県）
- ⑭ 監査委員が内部統制評価部局等に対して質問を行う内容が記述している「リスクの影響度や発生可能性について自ら設定した一定以上のリスクの全部または一部」という部分がわかりにくい。（都道府県）
- ⑮ 内部統制評価報告書の記載例(P31以降)に、報告書様式は自治則で定められていると記載してはどうか。（一般市）
- ⑯ 内部統制評価報告書の記載例1では、長による評価結果と監査委員による審査意見が対で示されているが、記載例2以降では省略されており、同じように記載して欲しい。（都道府県）
- ⑰ 内部統制評価報告書の記載例(P31)中、「内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです」の表現がわかりづらい。また「このため」以降とつながっていないように読める。（都道府県）